

平成27年 第2回

仁木町議会定例会会議録

開 会 平成27年6月19日

閉 会 平成27年6月19日

# 仁 木 町 議 会

## 平成27年第2回仁木町議会定例会議事日程

◆日時 平成27年6月19日（金曜日）午前9時30分 開会  
◆場所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- |       |                |   |
|-------|----------------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名     |   |
| 日程第2  | 議会運営委員会委員長報告   |   |
| 日程第3  | 会期の決定          |   |
| 日程第4  | 諸般の報告          |   |
| 日程第5  | 行政報告           |   |
| 日程第6  | 報告第1号          | 議会改革特別委員会調査報告書  |
| 日程第7  | 一般質問           | 町道の整備計画について（野崎明廣議員）<br>地産地消のエネルギーについて（上村智恵子議員）<br>情報の受信・発信体制の強化について（住吉英子議員） |
| 日程第8  | 議案第1号          | 平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）   |
| 日程第9  | 議案第2号          | 平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第10 | 議案第3号          | 平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第11 | 議案第4号          | 平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  |
| 日程第12 | 議案第5号          | 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第13 | 議案第6号          | 後志広域連合規約を変更するための協議について  |
| 日程第14 | 発委第2号          | 仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定   |
| 日程第15 | 同意第2号          | 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について   |
| 日程第16 | 意見案第6号         | 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書   |
| 日程第17 | 意見案第7号         | 認知症への取組みの充実強化に関する意見書  |
| 日程第18 | 意見案第8号         | 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書  |
| 日程第19 | 意見案第9号         | 安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書  |
| 日程第20 | 意見案第10号        | マイナンバー制度の徹底審議を求める意見書  |
| 日程第21 | 議員の派遣          |   |
| 日程第22 | 委員会の閉会中の継続審査   |   |
| 日程第23 | 委員会の閉会中の所管事務調査 |   |

## 平成27年第2回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成27年6月19日 午前 9時30分

閉 会 平成27年6月19日 午後 2時10分

議 長 山 下 敏 二

副 議 長 横 関 一 雄

## 出席議員（9名）

1 番	野 崎 明 廣	2 番	住 吉 英 子	3 番	嶋 田 茂
4 番	宮 本 幹 夫	5 番	大 野 雅 義	6 番	林 正 一
7 番	上 村 智 恵 子	8 番	横 関 一 雄	9 番	山 下 敏 二

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教育委員会委員長	高 木 一
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 長	角 谷 義 幸
総 務 課 長	林 典 克	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(泉 谷 享)
企 画 課 長	鹿 内 力 三	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
住 民 課 長	嶋 井 康 夫	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(林 典 克)
ほ け ん 課 長	川 北 享	監 査 委 員	中 西 勇
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	浜 野 崇
議 事 係 主 任	松 岡 亜 希

## 開 会 午前 9時30分

---

○議長（山下敏二）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、平成27年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、3番・嶋田君及び4番・宮本君を指名します。

---

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、6月11日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には報告1件、議案6件、発委1件、同意1件、意見書5件の合計14件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が3名から3件提出されています。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6の議会改革特別委員会調査報告書については、仁木町議会会議規則第76条の規定に基づく報告でございます。日程第7・一般質問については、通告順に従って、野崎議員1件、上村議員1件、住吉議員1件の順でございます。日程第8から第11の補正予算については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第12の条例改正については、即決審議をお願いいたします。日程第13の規約変更については、即決審議をお願いいたします。日程第14の条例制定については、即決審議をお願いいたします。日程第15・同意につきましては、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議をお願いいたします。日程第16から第20の意見書については、いずれも即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第21・議員の派遣については、仁木町議会会議規則第125条の規定による議員派遣でございます。派遣内容等については、お手元に配布のとおりでございます。日程第22・委員会の閉会中の継続審査、日程第23・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございました。

続いて、会期について申し上げます。平成27年第2回仁木町議会定例会招集日は、本日6月19日金曜日、会期は、開会が6月19日金曜日、閉会が6月22日月曜日の4日間といたします。なお、6月20日から21日まで休会といたします。

最後に、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（山下敏二）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日6月19日から6月22日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月19日から6月22日までの4日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会について、お諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項の規定に基づき、6月20日及び21日の2日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、6月20日及び21日の2日間休会とすることに決定しました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。監査委員から例月出納検査報告書、平成27年度第3回が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、6月2日開催の平成27年第2回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。

6月17日に、北海道町村議会議長会の第66回定期総会が、ポールスター札幌で開催され、出席してまいりました。総会では、平成26年度の会務報告の承認、高速交通ネットワークの早期整備や地域医療の確保など、各地区議長会提出の議題を採択し、更には、町議会の活性化と議会の権限の拡充など、16項目についての決議を採択し、関係機関に要請活動を行うことで承認してまいりました。また、定期総会の席上、優良議会広報の表彰があり、本町議会で発行しております「議会だより にき」が多数の応募があった中、見事入選し表彰を受けてまいりました。先般の町村議会広報全国コンクール入賞に引き続き、全道の優良議会広報の入賞ということでありまして、議会としても大変光栄なことであります。住吉議会広報編集特

別委員会委員長、嶋田副委員長、そして大野委員、上村委員、この度の受賞、誠にめでとございます。議長活動の詳しい内容につきましては、復命書を事務局に提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合議会の開催状況について報告いたします。北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回臨時会が6月8日に開催され、私と横関副議長が出席してまいりました。議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

また、6月9日には、北後志町村議会議長会主催のパークゴルフ大会が、本町のふれあい遊トピア公園で開催されました。お忙しい中、応援に駆けつけていただきました佐藤町長、美濃副町長並びに角谷教育長、更に、大会運営にご協力いただきましたパークゴルフ協会の皆さん、町職員の皆さん、そして健闘いただいた議員選手各位にこの場をお借りし、感謝と御礼を申し上げる次第であります。

さて、本定例会は、我々議員任期中における最後の定例会となります。平成23年8月10日の初議会から数え、通算27回目の議会を迎えました。この間、議員各位には、地域の代表として、民意を反映させるべく、活発な議会活動に取組まれ、そのご尽力に対し敬意を表するものであります。加えて、無学無才な私の議会運営に対し、ご協力を賜り心から感謝申し上げます。任期中最後となります本定例会においても、議員各位の活発なご審議をお願い申し上げ、私の諸般の報告といたします。

## 日程第5 行政報告

○議長（山下敏二）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、おはようございます。

平成27年第2回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日ここに、平成27年第2回仁木町議会定例会を開催いたしましたところ、山下議長、横関副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、高木教育委員長、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先程、定例会開会前に、林議員に対しまして、北海道町村議会議長会永年勤続25年以上表彰として、表彰状の伝達式が行われましたが、林議員におかれましては仁木町議会議員として、これまで多年に渡って日夜建設的に活躍され、町政の発展のために多大に貢献を賜りましたことに改めて感謝と敬意を表する次第であります。

さて、皆さんご承知のとおり、平成26年に地方公務員における人事評価の実施を制度化した改正地方公務員法が成立・公布され、平成28年4月からの施行を念頭に、各地方公共団体において準備が進められているところでありますが、総務省地方公務員法改正に伴う人事評価制度の施行に向けた準備状況調査によりますと、全自治体数1788団体で、国の人事評価制度と同様の取組みにより勤務評定を行っているのが現在のところ967団体、全体の40.7%に留まっている状況であります。これまで地方は厳しい財政状況の中、財政改革の一環として職員の数を抑えるなどして努めてまいりました。しかし昨今、政府の政策でありま

す地方創生などの影響により、地方公共団体としての役割は増大するとともに、個々の職員に困難な課題を解決する能力と、高い業績を上げることが、従来以上に求められている時代を迎えております。本町でも来年4月からの実施に向けて現在準備をしているところでありますが、私も今年4月の、年度当初の職員訓示の中で、人事評価制度導入に取り組むにあたり、能力は人それぞれ異なるかもしれないが、やる気や情熱というものは誰にでも持つことができる、私はそこを重視したい。私だけではなく、町民もそこに期待しているのだと思うと述べさせていただきました。職員は良質な行政サービスを提供する上で、最も重要な要素の一つであり、職員の人材育成と士気高揚は行政サービスの向上に対し大きな影響を与えるものでありますから、今後、人事評価制度を活用することで、町づくりの要であります人づくりに力を注いでまいり所存であります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には上村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、議案6件、同意1件の計7件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、平成27年第2回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。はじめに、後志総合開発期成会について申し上げます。後志総合開発期成会の平成27年度定期総会が、5月29日に倶知安町のホテル第一会館で開催され、私が出席いたしました。総会に来賓として出席した宮川後志総合振興局長から挨拶をいただき、その後、議事に入り、平成26年度の期成会事業報告の承認、歳入歳出決算の認定、更に、平成27年度の事業計画及び歳入歳出予算が可決された後、各部会に分かれ、後志管内における平成28年度予算に向けた提言・要望事項を決定いたしました。その内容は、豊かで活力ある農山村地域の形成を始めとする7分野59項目113事業で、このうち、仁木町の直接要望事項は、一般国道5号の交通安全対策（仁木市街地）、道道の新設（大江～赤井川間、然別～古平間）、広域河川改修（余市川）、余市川・後志種川への排水機場設置、浄化槽設置整備、簡易水道施設整備、北海道横断自動車道の早期完成（余市～小樽間、共和～余市間）の7事業であります。要望活動につきましては、6月15日に管内の各議長、首長とともに、後志段階の行動として、小樽開発建設部及び後志総合振興局に対する要望活動に参加いたしました。また、今月29日には、札幌市において、北海道開発局、北海道庁及び後志・小樽選出の北海道議会議員への札幌段階要望に、更に、7月15日には中央要望活動に参加する予定としております。

次に、外国人技能実習生の受入れについて申し上げます。技能実習制度は、開発途上国などへ技能、技術又は知識の移転を図り、経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度で、本町では、平成16年度から農業に関する技能の習得を目的に受入れを開始し、平成26年度までに約900名の中国人実習生が生産現場での作業を通じて、ミニトマトや果樹の栽培技術を研修いたしました。平成27年度におきましては、22名の中国人のほか、新たにベトナム社会主義共和国から133名の実習生の受入れを計画していたところですが、当初4月に予定していた入国が大幅に遅れ、6月11日に本町に到着したところであります。このたびの入国の遅れは、他県での本制度を悪用した事案や実習生の非行などが発生している中、平成27年3月以降、入国審査が厳格化され、特に本町のように受入数の多い自治体の審査が長期に及んだものと伺っております。この間、私も受入農家の経営に甚大な影響を与えるものと懸念し、5月19日に札幌入国管理局に出向き、迅速な審査手続を要請してまいりました。本研修が実習生並びに本町農業にとりまして、有意義なものになることを期待しております。

次に、旭台ワイナリー事業について申し上げます。昨年度から旭台地区においてワイナリー事業を計画



しておりました、広告関連の大手グループ企業であるDACグループ（代表 石川和則氏）が建設を進めるワイナリー施設N I K I ・ H i l l s ヴィレッジの工事地鎮祭が6月6日に行われました。今年度は、ワイン醸造施設の建設及び建物に付随する連絡用通路・駐車場などの整備並びにブドウ畑の造成を行うもので、本年秋に竣工予定となっております。その他、旭台地区では3名の方が個人でワイン用ブドウの栽培を計画しております。町では、今後も関係機関・団体との密接な連携の下、本町における6次化産業推進に向けて取組み、戦い抜ける仁木農業を構築してまいります。

行政報告は以上であります。別途お手元には、平成26年度各会計決算に関する調べ、平成26年度指定管理施設事業報告、平成26年度介護保険利用状況表、平成27年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、行政報告とさせていただきます。

○議長（山下敏二）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

はじめに、町内小・中学校の運動会並びに体育大会に対しまして、公私共にお忙しい中、議員各位におかれましては、ご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。おかげさまで天候にも恵まれまして、4校ともけがや事故もなく、無事終了できましたことをご報告申し上げます。

では、平成27年第2回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。ホクレン女子陸上部の陸上教室について申し上げます。平成27年6月2日火曜日、ホクレン女子陸上部（太田 崇監督）による「みんなで走ろう！陸上教室」が仁木小学校で開催されました。この取組みは、ホクレン女子陸上部が身近で愛されるチームを目指し、道内各地の小学校を訪問し、イベントを行っているものであり、後志管内では本町が初めてでありました。当日は、所属する選手及びコーチに加え、現在ホクレンスポーツアンバサダー、これはホクレンスポーツ大使でありますけれども、そのアンバサダーとなっている北京オリンピックに出場した赤羽有紀子氏も来町し、総勢9名が特別講師となって3・4時間目の体育の授業として同校グラウンドで行われました。自己紹介から始まった授業では、準備体操、体幹調整運動、走り方レッスン、ランニング及びリレーなどを一緒に行い、子どもたちに走り方やトップ選手が行っているトレーニング方法を教えていただきました。参加した小学5、6年の児童47名は、アドバイスを熱心に聞き、真剣に取り組んでいました。最後に、記念品贈呈や記念撮影も行われ、子どもたちも有意義な時間を過ごしたところであり、当日来町されたホクレン女子陸上部の皆さんに深く感謝しているところであります。以上で、教育行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

## 日程第6 報告第1号 議会改革特別委員会調査報告書

○議長（山下敏二）日程第6、報告第1号『議会改革特別委員会調査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会改革特別委員長（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村委員長。

○議会改革特別委員長（上村智恵子）議会改革特別委員会調査報告書について、報告いたします。

別冊議案書の1ページです。報告第1号、議会改革特別委員会調査報告書。

2ページをお開き願います。6月5日付けで議長宛に報告書を提出しております。本特別委員会における調査事項について、その調査を終えたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により、別紙のとおり提出する。

次に、4ページをお開き願います。議会改革特別委員会調査報告書でございます。地方分権時代を迎え、地方自治体の自主性を高め、自らの判断と責任において行政運営を推進する中、議会における行政への監視・チェック機能、政策立案機能など、議会の責務と役割はますます重要となっております。議会は、二元代表制の下、意思決定機関として、地域の発展と福祉の向上を目指していく使命が課せられております。本町議会では、これまでも議員定数の削減、ホームページの開設、議会広報の充実などを進めてきましたが、町民から「声が届かない」、「議会が見えない」などの意見が多数あり、この声を真摯に受けとめ、町民に身近な議会へと近づけることが大きな課題となっております。議会改革特別委員会は、平成23年12月開催の第4回定例会において、議会運営委員会委員長発委による議案提出があり、全議員の賛成により設置されました。改めて議会の役割を検証し、再構築しようと考え、議会の機能を高め、これからの本町議会が分権型社会の中で、町民の代表として負託に応え、真にあるべき二元代表制の姿を捉え直し、議決機関として担う役割を明確化するとともに、町民にわかりやすい議会へ改革するため、3年6月にわたり、調査・研究を重ねてきました。このたび、議会改革特別委員会における調査を終了するにあたり、その結果について、中間報告した内容を含め、最終報告をいたします。調査事項につきましては、町民に開かれた議会を目指すとともに、地方議会としてのあるべき姿についてでございます。次に、特別委員会の概要、次ページにまいりまして、委員外として出席した者、議会事務局職員出席者、特別委員会の活動経過につきましては、記載のとおりでございます。

次に、7ページをお開き願います。具体的事項の調査結果でございます。過去2回実施しました中間報告について、調査結果を報告した事項につきましては省略させていただきまして、2回目の中間報告以降に調査した事項の結果のみ、ご報告いたします。はじめに、1、基本的事項について、(1)議員定数についてでございます。北海道町村議会実態調査による道内類似町村の議員定数の平均は9.08人となっており、また、議会運営上、現定数を削減することは議会運営に支障をきたすおそれが考えられることから、現行どおりとの結論に達しました。次に、(2)議員報酬についてでございます。北海道町村議会実態調査による道内類似町村の議員報酬額の平均と比べても、ほぼ平均値となっていることから、報酬額は現行どおりとの結論に達しました。しかし、長期入院等による町議会の会議等を長期間欠席した場合でも、現行条例に減額規定を設けていないため、議員報酬は全額支給されることとなっております。議員報酬は、議員の職責としての役務の提供に対する対価と考えますが、本人の意思によるか否かにかかわらず、町議会の会議等に出席又は参加できない議員が議員報酬や期末手当を辞退又は返還することは、公職選挙法に規定される寄附行為に該当するため禁止されております。議員報酬の支給等のあり方について規定した法律等も制定されていないことから、長期欠席期間に応じ、議員報酬等を減額する規定を設けるべきとの結論に達しました。このことから、今定例会に委員会提出議案として、長期欠席議員に係る議員報酬等の減額規定を設けた条例制定案を提出しております。次に、(3)期末手当・費用弁償についてでございます。北海道町村

議会実態調査による道内類似町村の期末手当支給率の平均と比べても、ほぼ平均値となっていることから、期末手当支給率は現行どおりとの結論に達しました。また、費用弁償については、日当を廃止しており、現在は実費弁償のみとしていることから、現行どおりとの結論に達しました。

次に、8ページをお開き願います。3、委員会について、(1)総務経済常任委員会についてでございます。

1、常任委員会の場合、所管事務の範囲が広く、詳細にわたる調査が難しい場合もありますが、全委員が同じ情報を共有することができ、また、委員長報酬に係る経費の削減が図れることから、現行どおりとの結論に達しました。次に、(2)議会運営委員会についてでございます。議会運営委員会は、本会議の会期日程等議会運営に関する事項を調査することから、議案の取扱いについて協議する際、常任委員会委員長の判断が必要となる場合もあることから、取決事項に追加するべきとの結論に達しました。次に、(3)議会広報編集特別委員会についてでございます。平成27年2月に開催した議会報告会において、町民から広聴部分の強化を望む声があり、また、広報部門だけでなく、広聴部門を合わせた常任委員会について協議いたしました。常任委員会化は課題も多く、現段階においては、現行どおりとの結論に達しました。次に、(4)予算特別委員会についてでございます。予算及び予算関連議案については、委員会に付託することにより、細部にわたっての審査が可能となることから、現行どおりとの結論に達しました。次に、(5)決算特別委員会についてでございます。閉会中に審査し、第4回定例会において、委員会審査報告を行っておりますが、第3回定例会の会期を長く設定し、休会中に審査することも可能と考えます。しかし、決算資料を熟読する期間が短いことや時間が限られ、審査制度の低下が考えられることから、現行どおりとの結論に達しました。

次に、10ページをお開き願います。5、町民への情報公開について、(1)議会中継についてでございます。

インターネット中継を実施するには、セキュリティの問題等もあり、また、町内のブロードバンド環境やパソコン普及率を鑑み、現行どおりとし、インターネット配信はしないとの結論に達しました。次に、(3)ホームページの作成についてでございます。現行どおりとし、情報を提供するとの結論に達しました。次に、(4)委員会及び全員協議会の傍聴についてでございます。現在、委員会及び全員協議会の傍聴は、条例及び規定において許可を得たものができるとしていますが、特段事情がない限り、傍聴を許可していることから、現行どおりとの結論に達しました。

次に、11ページをお開き願います。(7)議会報告会の開催についてでございます。2回目の中間報告において、報告会開催に向け、今後も調査を行うとし、その後、開催に向け種々協議した結果、委員会活動報告を中心とした議会報告会を実施するとの結論に達しました。このことから平成27年2月7日、町民センターにおいて、本町議会初となる議会報告会を開催いたしました。当日は、町内外から51名の皆様にご参加いただき、心より感謝申し上げます。次に、(8)会議録の公開についてでございます。現在、定例会及び臨時会の会議録は、ホームページに記載しているほか、議会事務局において、誰もが閲覧できる状態にあり、また、委員会の会議録は、仁木町情報公開条例に基づき、開示請求後に公開していることから、現行どおりとの結論に達しました。次期議会への引継事項でございます。本特別委員会において調査した内容について、記載のとおり3つの事項を、次期議会に対して引継ぎをするもので、議事機関としての役割と責務を認識し、議会の活性化、効率化、議会運営の一層の向上を期待するものであります。

次に、12ページをお開き願います。最後に、まとめでございます。地方分権の進展に伴い、町民の代表である議会及びその議員の果たすべき役割や責務は、ますます増大していますが、議会がその役割を果た

すためには、その機能の拡充を図っていくことが必要であります。本町議会においても、町民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能、監視機能を十分に発揮するとともに、議会機能の拡充を図り、町民の負託と信頼に応えていくことが求められております。本特別委員会では、平成23年12月に特別委員会が設置されてから、31回の特別委員会を開催し、種々調査してきましたが、すべての調査を終えることはできませんでした。委員会における議論や議会報告会での町民の声からも「町民に身近な議会」を実現させるため、今後も議会改革を継続する必要があると考えます。本特別委員会でまとめた次期議会への引継事項を、改選後の新議会で実践していただき、今後も継続して議会を活性化させるべく推進し、議会運営の一層の充実に取組み、町民福祉の向上と町政発展に寄与することをご期待申し上げ、最終報告といたします。以上でございます。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村委員長、自席へお戻りください。

本件については、仁木町議会会議規則第76条の規定に基づき、議会に報告されたものであります。

お諮りします。只今の委員長報告をもって、議会改革特別委員会の調査を終了することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会改革特別委員会は調査を終了することに決定しました。

## 日程第7 一般質問

○議長（山下敏二）日程第7『一般質問』を行います。3名の方から3件の質問があります。

最初に、『町道の整備計画について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）それでは、町道の整備計画について、ご質問をさせていただきます。仁木町総合計画では、道路整備の基本方針として、日常生活を支援、地域住民の利便性の向上を図るため、未舗装道路や側溝整備を進め、また、道路のひび割れ、陥没などの防止のために修繕に努めるとされております。主な施策として、道路網の整備及び維持管理の充実に努めるとされております。しかし、現在のところ町道の整備はなかなか進んでおらず、未舗装道路も見受けられ、また、ガードケーブル等の安全施設の不備が多く見られております。このような状況は町としても十分把握されていると思います。維持管理を含めた町道の整備計画について、今後どのように進めていくのか、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、野崎議員からの町道の整備計画についての質問にお答えいたします。維持管理を含めた町道の整備計画について、今後どのように進めていくのかについてはありますが、議員仰せの

とおり、ガードケーブル等安全施設につきましては、ケーブルがたるんでいたり、支柱が倒れかかっているなど、正常な機能が発揮できないと思われる状態の箇所は約30か所あると把握しております。ご承知のとおり、ガードケーブル等安全施設は、車両の路外逸脱防止の目的で設けるものであり、これまでにガードケーブル等設置箇所での車両の路外逸脱事故の報告は受けておりませんが、道路管理者として、このまま放置することは許されませんので、ケーブルのたるみにつきましては、本年度から修繕してまいります。また、ガードケーブルの端末支柱や中間支柱の再設置、ガードレールの修繕等につきましても、できるだけ速やかに対策を講じてまいりたいと考えておりますが、相当の修繕費が必要なことから、交通量や立地条件等による危険度を総合的に判断し、優先度を設定した上で、2年から3年以内に順次修繕してまいりたいと考えております。町道の整備につきましては、町の総合計画及び過疎地域自立促進計画に基づき、平成23年度に銀嶺1号線、平成24年度に銀嶺2号線、平成25年度に北裏環状線、平成26年度に北栄3号線の改良舗装工事を完了させ、順次整備してまいりました。しかし、平成24年度に町道認定されました西光線、西光2号線、西光3号線、更には、平成26年度に町道認定されました北星2号線につきましては、議員仰せのとおり、未舗装の生活道路となっておりますので、次年度以降、調査測量設計及び改良舗装工事を実施してまいりたいと考えております。具体的には、平成28年度に西光線、西光2号線、西光3号線の調査測量設計を行い、平成29年度に同3路線の改良舗装工事を実施し、平成30年度に北星2号線の調査測量設計を行い、平成31年度に改良舗装工事を実施する計画としております。以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）町道としてこう指定されている路線、154路線、約133kmと聞いております。今後の対応、明確な説明をいただきまして、何点かに分けて、再度質問したいと思います。まず、ガードケーブル等安全設置については、正常な機能を発揮できないと思われる状態の箇所が約30か所あり、相当の修繕費がかかることのご答弁でございますが、概算としてどのくらいの修繕費がかかるのか、また、ガードケーブルの設置基準があるのか、お伺いをしたいと思います。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）ガードケーブル等防護柵の設置基準はございます。通常の盛り土区間であれば、垂直高さ3m以上のところは基本、設置することになっております。また、概算工事費の関係ですが、ガードケーブルにつきましては、端末支柱又は中間支柱そのものが再使用できないくらい状態が悪いものもあり、その場合は撤去した上で新設しなければならず、当然新設よりも費用がかかります。再使用できるものかどうかの調査も必要となることから、担当としましては、本年度改めてすべての調査をし、次年度以降の予算に反映させていきたいと考えてございます。調査後でなければ概算工事費もお示しできませんし、工事費の額によっては単年度で終わられるのか、2、3年計画で修繕していかざるを得ないのか等、検討が必要と考えております。最低でも1000万円以上はかかると思いますが、直ちに正確に申し上げられないことをご理解願います。以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）現状として、設置基準をクリアしていない箇所は他にあるのかなのか、その辺、ち

よっとお伺いをしたいと思います。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）その設置基準を守った上で、道路工事を実施しておりますので、クリアしていない箇所はないというふうに考えてございます。以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）安全施設でありますから、車両の転落防止のため、できるだけ早く速やかな修繕を望みます。それでは次に、町道の改良舗装工事について、平成31年までの中期計画があることは理解できましたが、しかし、その先の計画、いわゆる長期計画も必要と思われませんが、今後の製作予定はないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）現在の第5期総合計画は平成32年度まで、それから、本年度策定予定の過疎計画も平成28年度から32年度までの5か年計画となります。少なくとも、平成32年度までの計画につきましては、過疎計画に登載する形となりますが、現時点での計画は、平成31年度までしかございません。担当としては、今後も新たな道路整備計画につきましては、5か年計画を基本にしたいと考えてございます。その先の計画につきましては、タイミング的に第6期総合計画等で検討していく形になろうかと思っております。以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）本年度の新たな過疎計画の施策に合わせて、少なくとも平成32年度までの道路整備計画を示す考えはないのかどうか、町長にお伺いをしたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）本年度策定予定の新たな過疎計画につきましては、平成32年度までの計画となりますので、道路整備計画につきましても、平成32年度までの計画を反映させるべく検討してまいりたいと考えております。以上です。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）私の質問は終わらせていただきたいと思いますけれども、非常にこう今回いろんな形の中で計画を立てて整備をされていくということに対しては、ぜひともお願いをしたいと思いますけれども、町道に関するいろいろな件で、まだまだ数多くの障害が発生されるのではないかなという考えもあります。今後も町として、管理体制を強化して進めていただきたいと思います。私の質問は、これで終わらせていただきます。

○議長（山下敏二）次に、『地産地消のエネルギーについて』、以上1件について、上村議員の発言を許します。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）地産地消のエネルギーについて、私が24年前議員になる決意をしたとき、たくさん子どもたちから、温水プールの建設を求められました。屋外プールは、気温の低い日や雨の日には入れませんし、衛生面も気になるところです。しかし、その子どもたちも親になり、月日は過ぎ去りましたが、一向に進展が見られません。私も、町の財政状況が厳しくなったこともあり、行財政改革に取り組む中で、新たな温水プールの建設は難しいと考え、質問を控えていました。しかし、別の角度から考えると、温水プール建設の可能性が見えてくるのではないのでしょうか。本町の今後のエネルギーを考えると、風力発電や地熱もない、水力発電も研究途中、新たに建設する大江のコミュニティ施設の太陽光発電もなくなりました。また、現在の国際情勢も不安定な中、重油もいつ値上がりするかわかりません。昨年、町民センターで「自然エネルギーが生み出す地域の雇用」というテーマで講演をいただいた、工学博士の大友先生によると、仁木町のように、役場や給食センター、山村センター、小学校といった公共施設が1か所に集中しているところでは、木質ボイラーを使用し、熱供給システムが作れるとのことでした。しかし、夏は温水が余ってしまうということでしたので、それを温水プールに活用できるのです。本町にはチップを作る工場もあります。山村開発センターのボイラーは更新したばかりですが、長い目で見れば、安全で低価格のエネルギーを活用することが、最も効果的と考えますがいかがでしょうか。現在の燃料を、この木質ボイラーに変更した場合、どのくらいの経費が低減されるのでしょうか。地震が多く、火山列島である日本に原発はいりません。泊発電所の再稼働をさせないためにも、本町がいち早くエネルギーの転換を図るべきです。地産地消のエネルギーについて、町長の見解をお伺いします。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、上村議員からの地産地消のエネルギーについての質問にお答えいたします。1点目の、山村開発センターのボイラーは更新したばかりですが、長い目で見れば、安全で低価格のエネルギーを活用することが、最も効果的と考えますがいかがでしょうかについてであります。北海道で策定した新エネルギー導入課題に向けた基本方向で、地域での新エネルギー導入にあたっては、複数の新エネルギーや未利用エネルギーの活用技術、蓄電、蓄熱などと組み合わせたシステムの開発や低コスト化など技術的な課題も多いことから、国内関連技術の開発動向を踏まえながら、寒冷地への導入や道内資源の活用に向けた取組みを進めますとしていることから、本町におきましても、それを踏まえて初期投資やランニングコストなど経済効果も十分に検討した上で方向性を出してまいります。2点目の、現在の燃料を木質ボイラーに変更した場合、どのくらいの経費が低減されるのでしょうかについて申し上げます。役場庁舎、山村開発センター及び仁木小学校の平成26年度燃料使用量は13万8530ℓで、燃料費は1292万4000円となっております。これらの施設を木質ボイラーに変更した場合の試算は、株式会社自然エネルギー研究センターの資料を参考にいたしますと、年間で約1000万円の削減が見込まれるものであります。3点目の、地産地消のエネルギーについて、町長の見解を伺いますにつきましては、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど再生可能エネルギー及び燃料電池の取組みを進めている市町村を参考として、本町にとってふさわしい、地域の特性を生かしたエネルギー施策を調査・研究してまいります。以上でございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）この間、後志の女性議員の研修を寿都町で行いました。高齢者のいきいき生活をサポートする取組みで、体力別体操とか、水中運動教室をやっていました。知ってのとおり寿都町は風力発電で、町の経済的発展を遂げ、いろんな分野で町民に還元できていますので、仁木町でも温水プールを作るにはどうしたら良いか考えてみたのです。このままですと、子どもたちがかわいそう過ぎます。管内では、上屋付きプールが9町村、温水プールは6市町村となっています。農業は体力が勝負で、年を取ったらあちこちと痛いところがでてきて、プールでの運動は最適とされます。今回の質問は、このプール建設ではないので、ここのところを深く追求することはしませんけれども、やはりこのプール一つ取ってみても、いろんなエネルギーでの、この温水プールを作る上で、この木質ボイラーっていうのはすごく有効じゃないかなと思います。地域の特性は、十分調査・研究しているのではないのでしょうか。今までエネルギーについては、いろんな方が質問してきたと思いますけれども、ここ2、3年エネルギーについて、どんな研究をしてきたのか、お伺いしたいと思います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員の仰せのとおりですね、長い目で見ますと、確かに自然エネルギーを導入して取り組むことの方が、環境的にも良いというふうに、私も考えております。ただ、財政的な部分も考慮して取組まなければ、後々負担だけを残すことになりかねません。一昨年、平成25年の確か第4回定例会で、一般質問で再生可能エネルギー資源の活用についても、私、申し上げましたけれども、本町で今後試みたい、新たなエネルギー創出に関しての動きというものは、正直今のところ、まだございません。というのも、国や道ですね、動向も見ながら、本町にとって一体どのエネルギーがふさわしいのか、適しているのかというのを、しっかりと見極めなければならないというふうに、私も考えております。そして、これまでの研究・調査ということで、そこまでの研究・調査というものは明確なものもございませんけれども、東京の大学の先生とかにも、本町の状況を説明して、どのようなエネルギーがふさわしいかというご助言もいただいているところでありますし、そういう部分で、今検討を模索してる段階でありますので、今すぐに果たしてどのエネルギーがこの町に適しているのかっていう答えは、なかなか今の状況では、ご説明することはできない状況であります。ただ、私も以前にも申し上げましたとおり、原発再稼働に関係なく、新たなエネルギーを町独自で生み出すことは、今後におきましても重要なことであるというふうに考えておりますことは以前と変わりませんので、今後も引き続き、調査・研究をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）仁木には、耕作放棄地がたくさんあります。そこを菜の花畑にしておりますけれども、それを利用しているのでしょうか。こうバイオマスエネルギーとして考えたことはないのでしょうか。仁木でチップを作っている工場は、わざわざそのチップを苫小牧まで運んでいるそうなんですよね。せっかく仁木で、そういう材料ができていたり、その耕作放棄地が317畝もあるところをね、ただ置いておくのではなくて、前に、農政の方でね、このチップを作ったりして、そのことを考えていたように思うんですけども、それ以降も何か考えていたことっていうのはないのでしょうか。ただ、そういう自然エネルギ



一の人たちと話し合った結果とか、そういうものはなかったんでしょうか。

○農政課長（泉谷 享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）耕作放棄地における菜の花の栽培、それを活用したバイオマスエネルギーの検討ということでございますけれども、具体的な検討というものは、まだしていない状況であります。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）今の木質ボイラーですけれどもね、やっぱりこう初期投資がかかるとは思いますけれども、国でも半額補助とか、いろんなことが考えられるんですよね。年間1000万円の削減になる燃料費を、もし10年間でも元は取れるとしますね、やはり地元業者の育成など、こうトータル的に見ていけば、耕作地域で柳の木を植えるとかして、それをチップにするとか、やはりこう地元の雇用が生まれる、そしてそれがエネルギーとなって私たちに還元される、そういうものをやっぱりこう具体的に考えていかないと、なかなか地元でのエネルギーを生み出すってということは、仁木町の場合、難しいと思うんですよね。私も道内各地の下川町とか名寄町とか、そこは森林が多いですから、やはりそういう余った木材をチップにして、ボイラーを使っているところが多いんですけれども、それでなくてもやはり考えればできることというのはたくさんあると思うんですよね。やはりこう、もう2、3年前からいろんなことを考えてはいるとは思いますが、やはりそれをこう、10年後にはもうこういうものを作って、個々の雇用を生み出しながらエネルギーを作っていく方法を、本当にこう具体的に考えていかないと、なかなか前に進まないと思いますし、やはりそういうものもね、先取りで考えていかないと、後からこう付いていこうと思っても、みんなもうやっちゃってしまっているとか、そういうふうになりますのでね、やはり地域に仕事を作り出す、地域内の富の循環をこう実現しながら、地域が豊かになるようなエネルギーを考えてほしいなと思いますので、こう仁木がいち早くそういうプランを立ててほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私は就任当初からエネルギー問題についてはですね、町独自で原発に頼らなくても賄える、自立できる、そんなまちづくりをしたいという大きな夢があることは、以前から申しております。ただ新たな事業を行うとなりますとですね、初期投資がかかるっていうのは当然のことでありまして、そのための国からの補助も当然ありますけれども、ただ事業を行う過程でですね、最も大事なことはやはりランニングコスト、やはりランニングコストが高くなりますと、他の事業に支障をきたしてしまうおそれもあります。ですから、環境問題だけを考えて、重視して取組むことはなかなか難しいと思いますので、私、思いは積極的なんですけれども、今から発言する事はちょっと消極的な発言になりますけれども、例えば、和歌山県の北山村っていうところはですね、97%が森に囲まれている地域であります。その北山村では、バイオマスボイラーを導入して取組んだところ、なかなか問題として、間伐材を使うよりも外で、商店で木を買った方がずっと安くなり、果たして何のためのバイオマスボイラー導入なのか、正直わからないっていうような声をですね、報道で見たことがあります。そのような状況に陥らないためにもですね、やはりしっかりと調査・研究を経た上で取組まなければ、後で大きな負担を残すことになりかねませ

るので、この辺はやはり慎重にやりながらも、思いは前向きに取組んでまいりたいと思いますので、その辺、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）町長は就任当時からそういうふうエネルギーのことについてはね、積極的に考えてくださっていると思うので、あとは行動のみだと思いますので、そのところ、よろしく願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（山下敏二）続いて、『情報の受信・発信体制の強化について』以上1件について、住吉議員の発言を許します。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）情報の受信・発信体制の強化について、時代が情報化社会と言われて久しく、今日では、ICT（情報通信技術）は、既にあらゆる分野において欠くことのできない社会的インフラであり、今なお急速な進歩を遂げております。現在、ツイッター、フェイスブックなどの交流サイトを通じて、住民に情報を発信する自治体が増えており、素早く効率的に行政サービスを提供するための「情報インフラ」として、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用が加速しております。総務省の平成25年通信利用動向調査（平成26年度版情報通信白書）によると、平成25年末のインターネット利用者は、平成24年末より392万人増加し、1億44万人（前年比4.1%増）、人口普及率は82.8%（前年差3.3ポイント増）となり、また、平成25年末における個人の世代別インターネット利用率は、13歳から49歳でほぼ100%、50代では9割（91.4%）、60代前半では8割（76.6%）、60代後半では7割（68.9%）、70代では5割（48.9%）、80歳以上でも2割（22.3%）の方がインターネットを利用されております。なお、50歳から60歳のインターネット利用は拡大傾向にあり、また、北海道では84.1%のインターネット利用率となっています。本町では、これまで広報紙、ホームページなどを活用し、情報の発信を行ってきました。多くの自治体で、SNSなどを利用して自ら情報を発信し、認知度を高めようとしている現在、本町の情報発信への取組みとして、(1)本町における情報発信の現状と課題について、(2)公式ホームページの管理・運用状況について、(3)今後の情報発信への取組みについて、以上3点について伺います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、住吉議員からの情報の受信・発信体制の強化についての質問にお答えいたします。1点目の、本町における情報発信の現状と課題についてであります。町では現在、広報にきを毎月1回発行し、それに合わせて班回覧や戸別配布のチラシを町内会を通じ周知し、また、町内の観光施設にも広報にきや町の観光パンフレットなどを設置し、仁木町にお越しいただいた方々に配布しております。更に、町の公式ホームページにおいても、町内のお知らせやイベントに関する情報を発信しております。これに加え、今年度からは防災行政無線により、緊急時の防災情報等を発信することとしております。課題についてであります。ホームページは受動型の情報発信サービスであると言われており、仁木町の情報求めている方々のためのサービスとして効果的ではありますが、能動的ではないことから、仁木町を知らない方々に対する情報発信の効果はあまり期待できないことが課題となっております。2点目の、公式

ホームページの管理・運用状況について申し上げます。町では、平成12年から公式ホームページの管理・運用を行っており、平成24年には職員がデザインのリニューアルを行っております。ホームページに関する機器類については、役場庁舎内に設置しており、職員が管理を行っております。イベントやお知らせが発生した際に、各課の担当者が、随時ホームページ記事の登録・更新を行う運用としております。3点目の、今後の情報発信への取組みにつきましては、町内外の方々が求めている情報を提供できるよう、これからはホームページ記事の充実を図り、見やすくわかりやすい内容を公開するよう努めてまいります。また、仁木町を知らない方々に対する認知度の向上を目指し、拡散性に優れており、即時性のある情報を不特定多数に発信できるサービスであります、ツイッター、フェイスブックなどのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報の発信方法に関しまして、調査・研究を進めてまいります。以上でございます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）何か質問させていただきたいと思います。1点目の、本町における情報発信の現状と課題について、本町をアピールする有効な観光パンフレットに関しまして、町外に対しての対応について、お聞きします。

○企画課長（鹿内力三）議長。

○議長（山下敏二）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）町外に対する観光パンフレットのことでございますけれども、町外から仁木町の方にイベントなどで、町内のイベントなどで来ていただいたときにお配りするですとか、あと、町外のイベント、札幌でのイベントであったり、昨年であれば手稲駅でのイベントであったり、そういうところにですね、パンフレットやポスターを持って行ってPRしております。以上でございます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）この後志管内でも、道の駅ですとか、いろいろそういう公共施設等もあると思いますが、そういうところに、このパンフレットというのは、本町としては置いていないんでしょうか。

○企画課長（鹿内力三）議長。

○議長（山下敏二）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）他の町のですかね、北後志管内の観光施設などにもですね、置いてありますし、連絡のあったところの観光施設などにも置いております。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）いろんなところにですね、せっかくのアピールの観光パンフレットですので、有効活用して、更に来ていただきたいと思います。次に、緊急時の発信に有効なこの防災行政無線が、今年度から開始いたしました。この防災行政無線の放送や内容につきましては、周知されているところでありますけれども、今後、放送内容ですとか、放送回数についての対応について、お伺いします。

○企画課長（鹿内力三）議長。

○議長（山下敏二）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）防災行政無線は、気象情報や道路の通行止め情報などの防災に係る放送を、必要に応じて随時放送することとしております。その他、防災行政無線は、今言ったその随時放送の他に、通常放送と訓練放送と3つに分けて、放送を3つに分けているんですけども、通常放送を毎月第3木曜日と第4日曜日の12時30分と18時30分に行政放送、町からのお知らせですね、町からのお知らせの行政放送を放送しております。また、年に数回の訓練がございますので、そのときには訓練放送を放送いたします。5月20日の町内会長会議の席で、町からのお知らせの広報を増やしてはどうかという、町内会長さんからのご意見もございました。それを受けまして、6月16日、先日ですね、役場ですね、各課の担当に集まっていたきまして、防災行政無線を使って周知できるような情報がもしあれば、この防災行政無線を使ってお知らせしてみようかということで、庁内で検討をしております。本年から、この防災行政無線の運用が開始されたわけですけども、防災行政無線、常に重要な情報が流れてくるという体制でなければ、その緊急時の防災情報を流すときに、町民の皆さんが流れてきたものが緊急であるのかという認識が、薄れてしまう、常に流してしまうと薄れてしまうという懸念があるものですから、流す情報を今はですね、ちょっと抑えているようなところでございます。いずれにしましても、今年から始まりましたので、それがどのくらいのレベルであれば、流す情報の量がどのくらいのものであれば良いのかということを見極めながら、流せられる行政情報を増やしていきたいというふうに考えております。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）他町村でも防災無線の放送を聞いたことがあります、いろいろな情報を住民の方に聞かせている部分もあります。これから研究していただいて、町民にわかりやすい情報発信、緊急時はもちろんですけども、していただければと思います。次に、公式ホームページの管理・運用についてですけども、平成24年にデザインのリニューアルやホームページに関する機器類についても、管理は職員が行っているとのこと。統括している担当課についてとリニューアルして3年経ちますが、今後のリニューアルの予定について、お聞きします。

○企画課長（鹿内力三）議長。

○議長（山下敏二）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）統括している担当課でございますが、企画課でございます。今後のリニューアルの予定でございますけれども、今のところございません。以上でございます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）ホームページもやはり、私も見ましたが、見やすいものにはなっていると思いますけれども、随時やはり皆さんに提供するものですので、もっとわかりやすくという形で、リニューアルされても良いんじゃないかなと思います。また、第5期仁木総合計画の広報・広聴の充実の中に、仁木町ホームページの年間アクセス件数の目標指数として、平成16年から20年度平均2万6125件、平成32年度目標3万件とあります。現状といたしまして、公式ホームページの最近のアクセス数などは把握しておられるでしょうか、お聞きします。

○企画課長（鹿内力三）議長。

○議長（山下敏二）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）最近のホームページへのアクセス数でございますが、平成26年度4万6204件でございます。平成25年度は3万3235件でございます。平成24年度は3万3533件でございます。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）先程もホームページの普及率からしましても、32年度目標はクリアしているということになっているかと思いますが、ホームページを開きますと、いろんな項目があります。そのいろんなページがありまして、施策等を掲載していると思います。それぞれの中身ごとのページ数のアクセス数というものは少ないとか多いとか、そういうものは把握されているんでしょうか、ページ数に応じて。

○企画課長（鹿内力三）議長。

○議長（山下敏二）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）ページごとのアクセス数については把握しておりません。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）それぞれのページごとの集計を取ることによって、町民の、また皆さんの関心がどこにあるのかということがわかるのではないかと思います。現状把握して、そこから必要な検討をすることによって、町のホームページの、更にですね、アクセス数も延びるのではないかと考えます。そのような対策について、町長の見解を伺います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）住吉議員の質問にお答えいたしますが、今後、本町のホームページもですね、先程の質問中に、それぞれのジャンルごとのアクセス数がカウントできるのかというお話がありましたんですけども、それはちょっと私の方でも把握できるのかどうかはちょっとわかりませんが、ただ、ホームページをですね、見ていただけるような、そんな魅力的なまちづくりを今後、私たちも進めてまいりたいというふうに思っております。あと、ホームページっていうものはですね、なかなか見る年齢層っていうものが限られておまして、昨今では、先程の住吉議員の質問の中にもありましたとおり、段々とインターネットが普及して、幅広く年配の方々も利用されている方がいると、そういう意味合いも込めてですね、今後、ホームページもですね、ただお金をかけて見栄えを良くするものだけを作るのではなくてですね、いかにして皆さんが、町民の皆さん又は町外の方々が見やすいホームページっていうものを心がけて作ってまいりたいと思っております。また、それに併せて、先程申し上げましたSNS、フェイスブックなどというものを活用しながらですね、情報発信をしまっている所存でございます。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）今、答弁いただきました。佐賀県の武雄市で、既に市のホームページからフェイスブックに移行して、フェイスブック内から暮らしの便利帳、また市政情報などが見られるようになっているそうです。フェイスブック上にホームページを完全移行してから、アクセス数が従来は月5万件だったものが、月330万件となり6倍以上にアップし、全国から注目を集めているところであります。先程、1点目で課題について、ホームページでは、仁木町を知らないの方々に対する情報発信の効果はあまり期待できな

いという答弁をいただきました。現在のホームページでは、こうした変化に適応した情報発信が難しく、これからはモバイル端末を意識した情報発信が重要ではないかと考えます。急速に普及してるモバイル端末やSNSに対応した、いつでもどこでも活用でき、欲しい情報がすぐ得られるホームページを構築することで、これからの利用者ニーズや利用形態にも適した、効果的な情報発信が図れると考えますが、町長の見解を伺います。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）住吉議員がおっしゃったとおりですね、佐賀県の武雄市、ホームページをすべてフェイスブックに切り替えたっていう事例も私も把握しておりますけれども、当初ですね、その自治体では、情報格差が生まれるんじゃないかという問題も出たらしいんですけども、実際のところ、それをすることによって、市民で集まる機会、市民会議っていうものが主催されるようなきっかけもできたということも聞いておりますので、今後、そういうことも含めてですね、本町としても取組んでみる価値が大いにあるというふうに思っております。いずれにしても、本来であれば、住吉議員にご指摘をいただく前にですね、もう既に本町としてそういうことをですね、取組んでるか、若しくは検討してるものが望ましかったんでしょけれども、なかなかそういう状態にまだ進んでいないということはですね、まだまだ、うちの意識っていうのもまだまだ低いのかなっていうのも否めませんので、これから積極的にそういう部分に対して、情報発信してまいりたいと思います。以上です。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）SNSを活用することによって、行政からの情報の一方通行だけではなく、住民から発信を積極的に活用すれば、より効果的であると考えます。そのような発想の転換をして、情報収集も必要と考えます。また、SNSですとか、また、スマートフォンも最近、非常に普及しております、これからですね、そのスマートフォンアプリを有効活用した情報発信の取組み、合わせて町のホームページのスマートフォン版などについても検討していただければと思いますが、町長、どうでしょうか。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）住吉議員がおっしゃっていることは、そういうモバイル、スマートフォンとかでも、町のホームページが見られるように、できるようにするということですか。もう既にそういうのはスマートフォンとかでは、町のホームページに直接つながることはできますので、閲覧することは可能だというふうに思うんですけども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）全面、トップページ開いて、それがそのままスマートフォンに出るんですね、そうすると字も小さく、町長の顔なんかも本当に小さく、ただそれを見やすいスマートフォン版に変えることによって、文字も結局、そのいらぬところを省きながら見られる状態にできるというのがあります。そういうものを活用してはということです。それは検討していただければと思います。最後に、町民の声が行政に届きやすい環境づくり、また、その知名度が上がることによって、果樹観光の誘客にもつながり、

この町の地域活性化にも役立っていく、そういうソーシャルネットワーキングサービスを活用した情報の発信体制の強化を提案申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（山下敏二）以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

**休 憩 午前11時00分**

**再 開 午前11時15分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

### **日程第8 議案第1号 平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）**

○議長（山下敏二）日程第8、議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。

『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』、平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億31万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8345万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第1号、平成27年度一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から20款、諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1億31万7000円を追加し、補正後の歳入合計額を34億8345万7000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1億31万7000円を追加し、補正後の歳出合計額を34億8345万7000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金6914万9000円の増、

その他財源235万8000円の増、一般財源2881万円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、町税、3項、1目、軽自動車税につきましては、地方税法の改定に伴い、本年3月31日付け専決処分により、税条例の改正を行い、二輪車等に係る税率の引き上げを1年間延長したことによる影響額等43万7000円の減でございます。

次に6ページ、13款、使用料及び手数料、2項、手数料、2目、衛生手数料につきましては、燃やせるごみ袋取扱手数料70万円を追加するものでございます。

次に7ページ、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金につきましては、臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金事業等の補助金1167万円を追加するものでございます。

次に、8ページでございます。15款、道支出金、2項、道補助金、2目、民生費補助金につきましては、手話奉仕員養成講座事業に係る道補助金5000円の追加でございます。4目、農林水産業費補助金につきましては、5746万4000円を追加するものでございますが、同補助事業につきましては、間接補助でありますことから、同額を歳出で計上し、補助事業者に支出することになります。3項、道委託金、1目、総務費委託金1万円の追加につきましては、工業統計、農林統計、経済センサスの各種統計調査の交付額の決定の増減によるものでございます。

次に9ページ、18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため283万8000円を繰り入れるものでございます。2目、ふるさと振興基金繰入金につきましては、目を新設し20万円を追加するものでございます。

次に、10ページでございます。19款、1項、1目、繰越金につきましては、平成26年度の一般会計の繰越金の額が確定しましたので、2640万9000円を追加し、3140万9000円とするものでございます。

次に、11ページでございます。20款、諸収入、5項、4目、雑入につきましては、臨時福祉給付金事業に係る臨時職員の社会保険料、一般コミュニティ助成事業、光ケーブル移設に伴う負担金合わせて145万8000円を追加するものでございます。

次に、13ページでございます。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費477万9000円の減額につきましては、4月1日及び5月20日付け人事異動、更には、昨年3月に北海道から購入した職員住宅の家賃改定に伴う職員手当等の増減によるものであります。

次に、14ページ下段でございますが、5目、企画費3146万7000円の追加につきましては、地域公共交通調査事業に係る国からの補助金の交付先が、町ではなく協議会への交付となりましたことから、8節から14節までの関係経費を減額し、15ページ下段の19節、負担金に組替え施行するものでございます。15節の工事請負費につきましては、大江3丁目のNTT柱の建替に伴い、本町所有の光ケーブル移設工事費の追加でございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、公共交通調査事業のほか、町内会連絡協議会で各施設に配備するパソコン購入事業が、一般コミュニティ助成事業の対象になりましたので、歳入と同額を町内会連絡協議会に助成するものであります。

次に、16ページでございます。上段の定住促進共同住宅建設費補助金につきましては、一定の要件を満たした賃貸住宅の建設に対し、1戸当たり200万円を上限として補助を行うもので300万円を予算計上しております。2項、徴税费、1目、税務総務費41万2000円の減額につきましては、4月1日付け人事異動に伴う減額でございます。16ページ下段から17ページまででございますが、3項、1目、戸籍住民登録費129万2000円の減額につきましても、4月1日付け人事異動に伴うものであります。下段の5項、統計調査費



であります。次のページ、18ページでございますが、2目、経済センサス費3万円の追加、3目、農林業統計調査費2万2000円の減額につきましては、補助金の決定に伴い、関係経費を増減するものでございます。5目、工業統計調査費につきましては、目を新設して2000円を追加するものでございます。

次に、20ページでございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費939万6000円の追加につきましては、臨時福祉給付金事業に係る関係経費の追加を行うものでございます。

次に、21ページでございます。2目、老人福祉費27万2000円の追加につきましては、介護福祉法の改正に伴い、低所得者の保険料の軽減強化を行うための公費負担分の追加を行うものでございます。3目、老人福祉施設費33万8000円の追加につきましては、高齢者福祉施設いきいき88の浴室ドア及びろ過機配管の漏水修繕に係る経費の追加でございます。

次に、22ページでございます。4目、心身障害者特別対策費2万円の追加につきましては、手話奉仕員養成講座の受講者の増に伴い、負担金に不足が生じたため、追加を行うものでございます。6目、後期高齢者医療費につきましては、後期高齢者医療特別会計の繰越金の確定に伴い、繰出金2万1000円を追加するものでございます。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費につきましては、子育て世帯臨時特例給付金事業に係る関連経費145万6000円を追加するものでございます。

次に、24ページでございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費43万1000円の追加につきましては、2節から4節までは、4月1日付け人事異動に伴う追加、12節及び18節につきましては、保健センターに配備しております冷蔵庫が経年劣化により故障したため、購入する経費と既存の冷蔵庫の廃棄手数料の追加を行うものであります。

次に、25ページでございます。4目、環境衛生費93万4000円の追加につきましては、町道仁木山の手線の道路側溝にタイヤの不法投棄がありましたので、タイヤを回収するための経費と処理費用の追加、また、火葬場の電気系統及び霊台車駆動用バッテリーの修繕経費の追加、更には燃やせるごみ袋の在庫不足が予測されることから、ごみ袋の購入を行うものであります。

次に、26ページでございます。5目、上水道費につきましては、簡易水道事業特別会計の繰越金の額の確定に伴い、繰出金66万5000円を減額するものでございます。

次に、27ページでございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費につきましては、職員の扶養親族の増に伴い11万4000円を追加するものであります。下段の2目、農業総務費につきましては、28ページまでございますが、4月1日付け人事異動に伴い284万円を追加するものでございます。28ページ下段の3目、農業振興費312万4000円の追加につきましては、施設園芸ハウス導入事業におきまして、事業調査を行ったところ、補助金に不足が生じたので、補助金の追加を行うものでございます。

次に、29ページでございます。5目、山村振興費40万円の追加につきましては、本年9月に後志身体障害者福祉大会等が、山村開発センターを会場に行われる予定となりましたが、同センターには車イス用のスロープが整備されておきませんので、取り外し式スロープの購入を行うものでございます。8目、畜産費につきましては、目を新設して5746万4000円の追加を行うものであります。これは町内に本社を置き、長沢地区で豚の繁殖等を行っている企業が養殖豚の増殖に伴い、排せつ物処理施設の機能向上を図るための事業で、国庫補助に採択されましたので、間接補助を行うものであり、歳入と同額を計上しているものであります。

次に、30ページでございます。7款、1項、商工費、1目、商工総務費57万9000円の減額につきまして

は、4月1日付け人事異動に伴うものであります。

次に、32ページでございます。8款、土木費、2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費602万7000円の追加につきましても、4月1日付け人事異動に伴うものであります。

次に、34ページでございます。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費213万2000円の減額につきましても、4月1日付け人事異動に伴うものであります。

次に、35ページでございます。2項、小学校費、2目、教育振興費及び3項、中学校費、2目、教育振興費につきましては、昨年度個人から銀山小・中学校の図書購入に係る寄附がございましたので、図書購入費としてそれぞれ10万円を追加するものでございます。4項、社会教育費、1項、1目、社会教育総務費433万8000円の減額につきましては、4月1日付け及び5月10日付け人事異動に伴うものでございます。

37ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）8番・横関です。28ページ、施設園芸ハウス導入補助事業の補助金について、ちょっと伺います。これについては常々ずっと補助金対象やってきていますけれども、この度の補正の中で、このハウス導入事業補助金というのは、新たな新規の補助金でしょうか、それともハウスのやり替えの補助金なのか、その辺ちょっと詳しくお聞かせください。

○農政課長（泉谷 享）議長。

○議長（山下敏二）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）これにつきましては、平成26年度から28年度まで実施いたします、施設園芸ハウス導入事業費の補正でありまして、この対象は、新規にハウスを建てる部分でございます。以上です。

○議長（山下敏二）他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第2号 平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山下敏二）日程第9、議案第2号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算

（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号でございます。

『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』、平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第2号、平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金及び5款、繰越金を補正いたしますが、補正後の歳入合計額は、補正前の歳入合計額と同額の2億4271万5000円でございます。

次に、2ページでございます。歳出でございますが、歳出の補正はございません。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございますが、補正はございません。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、昨年度の繰越金の額の確定に伴い、財政調整基金からの繰入金を32万2000円追加するものでございます。

次に、6ページでございます。5款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金が47万8000円で確定いたしましたので、当初予算計上額80万円との差額32万2000円を減額するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を採決

します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

### 日程第10 議案第3号 平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山下敏二）日程第10、議案第3号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号でございます。

『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』、平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

こちら、岩井財政課長から詳細についてご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第3号、平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金及び4款、繰越金を補正いたしますが、補正後の歳入合計額は、補正前の歳入合計額と同額の3億7666万8000円でございます。

次に、2ページです。歳出でございますが、歳出の補正はございません。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございますが、補正はございません。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、前年度の繰越金の額の確定に伴い、一般会計からの繰入金を66万5000円減額するものでございます。

次に、6ページでございます。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金の額が76万5000円で確定いたしましたので、当初予算計上額の10万円との差額66万5000円を追加するものでございま

す。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第4号 平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（山下敏二）日程第11、議案第4号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。

『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』、平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第4号、平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金及び4款、繰越金を補正いたしますが、補正後の歳入合計額は、補正前の歳入合計額と同額の6323万6000円でございます。

次に、2ページでございます。歳出でございますが、歳出の補正はございません。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございますが、補正はございません。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、前年度の繰越金の額の確定に伴い、一般会計からの繰入金を2万1000円追加するものでございます。

次に、6ページでございます。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金が7万9000円で確定いたしましたので、当初予算計上額10万円との差額2万1000円を減額するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

**休 憩 午前11時45分**

**再 開 午後 1時00分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

## 日程第12 議案第5号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第12、議案第5号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第5号でございます。

『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成27年6月19日提出、仁木町長佐藤聖一郎。

詳細につきましては、川北ほけん課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）議案第5号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

最初に改正の背景について、ご説明いたします。地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年法律第161号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されました。これに伴いまして、本町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。改正の内容について、申し上げます。国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置につきましても、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正し、低所得者に係る保険税軽減の拡充を行うものであります。なお、本件につきましては、6月2日開催の平成27年度第1回国民健康保険税審議会で諮問し、適当と認める答申をいただいていることを申し添えます。

それでは、議案の改め文の朗読を省略させていただきまして、参考資料として添付しております、新旧対照表の1ページ目をお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。第2条第2項につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行51万円から52万円に引き上げるものであります。第2条第3項につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行16万円から17万円に引き上げるものであります。続いて、第2条第4項につきましては、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行14万円から16万円に引き上げるものであります。第23条につきましても、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行51万円から52万円。後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行16万円から17万円。介護納付金課税額に係る課税限度額を現行14万円から16万円に引き上げる改正でございます。次に、同条第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定におきまして、被保険者数に乘すべき金額を24万5000円から26万円に引き上げるものでございます。次に、同条第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定におきまして、被保険者数に乘すべき金額を45万円から47万円に引き上げるものでございます。附則の第1項は、施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し、4月1日から適用するというものでございます。第2項は、適用区分の定めであり、改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）この限度額となる所得と人数、どのくらいいるのか教えてください。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）まず、世帯数について、ご説明いたします。平成25年5月13日現在の国保加入世帯を対象といたしまして、平成25年度の所得及び固定資産税により試算しているものでございます。27年度の当初課税については今準備中ということで、前年度の所得を基に試算しております。最初に、基礎課税額の限度額の引き上げによりまして、現在の限度額51万円の79世帯のうち77世帯が限度額52万円の世帯となります。次に、後期高齢者等支援金課税額の限度額の引き上げによりまして、現在の限度額16万円の62世帯のうち58世帯が限度額17万円の世帯となります。次に、介護納付金課税額の限度額の引き上げによりまして、現在の限度額14万円の25世帯のうち17世帯が限度額16万円の世帯となります。続きまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定におきまして、被保険者数の数に乗すべき金額を24万5000円から26万円に引き上げること、及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定において被保険者の数に乗すべき金額を45万円から47万円に引き上げることで、医療保険分の2割軽減世帯数が77世帯から76世帯、2割軽減については1世帯減少し、5割軽減世帯数が66世帯から73世帯に7世帯増加いたします。次に、後期高齢者等支援金の2割軽減世帯数が77世帯から76世帯に2割軽減では1世帯減少し、5割軽減世帯数が66世帯から73世帯に7世帯増加いたします。次に、介護納付金分の5割軽減世帯数が26世帯から28世帯に2世帯増加するというものです。軽減の世帯数の状況につきましては、2割、5割、7割軽減を受けられている世帯は全体の736世帯のうちの444世帯、これ医療分と後期分ですけれども、それで率としては60.3%、その軽減を受けられている444世帯のうちの295世帯、これが7割軽減を既に受けられております。率にして66.4%となっております。介護分につきましては363世帯のうちの178世帯が2割、5割、7割のいずれかの軽減を受けております。率として49.0%、そのうちの113世帯が既に7割軽減世帯数となっております。軽減世帯数のうちの63.5%となっております。所得と限度額の関係でございますけれども、世帯の世帯員数によりまして変わってくるんですけれども、後期高齢者支援金及び介護納付金課税の対象となる夫婦2人と子ども2人の4人家族の場合で試算しますと、所得が約450万円で基礎課税額が限度額に達します。51万から52万に。それで所得が550万円になりますと、更に、後期高齢者支援金等課税額が限度額に達します。それで所得が約650万円で、更に、介護納付金税額の限度額に達しまして、3つとも合計額に達し85万円に達します。単身世帯で試算いたしますと、所得が約750万円で限度額の85万円に達します。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）この限度額を上げることと、その低所得者に対する軽減がセットになって、今回、国の方から言われたのかと。それと、この財政支援なんですけれどもね、国では保険者の支援金として、各町村に渡っていると思うんですけれども、仁木としては、いくらぐらい来ているんでしょうか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）まず、第1点目の今回の改正につきましては、限度額の引き上げと軽減を拡大するというのはセットになっております。それで、支援補助金の関係でございますけれども、支援制度についても拡充が今回されるということでありまして、額につきましては、今ちょっと手持ちに資料がない



状態です。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

休 憩 午後 1時13分

再 開 午後 1時21分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

只今の上村議員の質疑に対する答弁が残っておりますので、これを求めます。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）時間をおかけしまして、大変申し訳ございません。軽減の関係でございますけれども、軽減額の27年度当初の予算で軽減額が2675万7075円、そのうち補助分ですけれども2006万7806円、残額は町負担分となっております。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）今の額は保険料の軽減分の繰入額だと思うんですけども、国でもやはり国民健康保険税が高いということですね、今回この保険者の支援金を出しているかと思うんです。それで、北見市では、この支援金を使って1世帯っていうか1人1万円の引き下げを実現したり、全国で1700億円の支援金を国、出していると思うんですけどもね、平均すると1人5000円の引き下げができるってような支援金が出ているんです。それで仁木町として、これは予算に入っていたんでしょうか、この支援金なんですけれども。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）27年度の改正で7割軽減、5割軽減の補助率それぞれ12%から14%に引き上げ、2割軽減の対象者も13%新たに引き上げるということで、公費1700億円を新たに拡充するというので、町の当初の予算では見てございません。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）そうすると今の国から出してる支援金っていうのは、今度補正で出てくるんでしょうか。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）補助が増額になった部分につきましては増える部分で、増えた場合には補正で出てくることとなります。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第6号 後志広域連合規約を変更するための協議について

○議長（山下敏二）日程第13、議案第6号『後志広域連合規約を変更するための協議について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。

『後志広域連合規約を変更するための協議について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、関係地方公共団体と後志広域連合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。平成27年6月19日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく川北ほけん課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ほけん課長（川北 享）議長。

○議長（山下敏二）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）議案第6号、後志広域連合規約を変更するための協議について、ご説明いたします。

まず、変更の趣旨を説明いたします。この変更は、平成27年4月10日に公布されました介護保険法施行令の改正により、介護保険料の軽減強化を行うため、第1段階における段階基準割合を0.50から0.45に減じ、年間保険料が3万2000円から2万8800円に減額されることになり、後志広域連合規約について、介護保険料を軽減することによる経費の補填が必要となるため、町村負担の方法を規約に追加することが必要となり、規約の一部を変更するものであります。また、高齢者人口割の基準日につきましては、住民基本台帳年報の集計基準日が3月31日現在から1月1日現在に変更されたことを受け、合わせて変更するものでございます。規約の変更にあたっては、地方自治法第291条の3第3項の規定により、関係市町村の協議によりこれを定め、北海道知事への届け出が必要とされており、同じく同法第291条の11の規定により、協議につきましては、関係市町村の議会の議決を得なければならないことから、本町におきましても、今定例会に提案させていただくものでございます。

それでは、新旧対照表をお開きください。右側が改正前、左側が改正後でございます。別表の2に⑤と

して、低所得者の介護保険料軽減に要する経費、介護保険法（平成9年法律第123号）第124条の2第1項に規定する額から、同条第2項及び第3項に規定する額を控除した額を負担額とするを追加するものでございます。具体的には、保険料軽減分から国2分の1及び道4分の1の補助金を控除した町村負担金4分の1でございます。次に同じく、別表備考の6中、前々年度の3月31日現在を前々年度の1月1日現在に改めるものでございます。改正文の附則は施行期日の定めであり、この規約は北海道知事がこの規約の変更についての届け出を受理した日から施行し、この規約による変更後の附則第3項の規定は、平成27年度以後の年度分の負担額について適用するというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『後志広域連合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『後志広域連合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 発委第2号 仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定

○議長（山下敏二）日程第14、発委第2号『仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定』を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○議会改革特別委員長（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村議会改革特別委員会委員長。

○議会改革特別委員長（上村智恵子）それでは、条例制定の趣旨説明を行います。

別冊議案書の18ページです。発委第2号『仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定』、仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。平成27年6月19日提出、提出者、仁木町議会議会改革特別委員会委員長 上村智恵子。

このたびの条例制定に至った経緯ではありますが、現在議会議員の議員報酬は、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき支給されておりますが、長期入院等により議会活動ができない状況であっても、現行条例に減額規定を設けていないため、議員報酬は全額支給されることとなっております。議会改革特別委員会調査報告において申し上げましたとおり、長期欠席期間に応じ、議員報酬等を減額する規定を設けるべきとの結論に達したことから、議員報酬等の減額規定を設けた条例を制定するため、

委員会発委として提出するものでございます。

次ページをお開き願います。条例について、ご説明申し上げます。第1条は、趣旨でございます。第2条は、用語の定義でございます。第3条は、長期欠席の届出の手續を規定しております。第4条の議員報酬の減額では、議会議員が町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬について、欠席期間が180日を超え365日以下であるときは100分の75を、365日を超えるときは100分の50を乗じて得た額に減額されることを規定しております。

次ページをお開き願います。第5条の期末手当の減額では、議員報酬が減額された場合の期末手当基礎額の計算に用いる議員報酬月額、減額後の額とするものでございます。第6条では、端数計算を規定しております。第7条の適用除外では、第4条及び第5条の減額適用除外事由の2つを規定しております。第8条は、疑義の決定、第9条は、委任について規定しております。附則は施行期日の定めでございます。この条例は平成27年8月10日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第2号『仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、発委第2号『仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第15 同意第2号 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山下敏二）日程第15、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、同意第2号でございます。

『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』、仁木町固定資産評価審査委員会委員、渡邊 司は、平成27年6月23日にその任期を満了するため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を仁木町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので議会の同意を求めます。平成27年6月19日提出、仁木町

長 佐藤聖一郎。

記といたしまして、余市郡仁木町南町6丁目38番地5、勝浦弘志。昭和44年1月21日生まれ。それでは、経歴につきまして申し上げます。勝浦弘志氏は、昭和44年1月21日生まれで、現在満46歳であります。経歴につきましては、昭和62年3月に、北海道立小樽潮陵高等学校をご卒業された後、北海道大学にご進学、平成4年から家業の農業を営まれ、現在に至っております。これまでの主な経歴といたしましては、平成23年4月14日から平成26年7月19日まで、仁木町農業委員会委員、平成23年4月15日から現在まで、仁木町就農計画認定委員として農業関係団体等の各役員を歴任されております。また、仁木小学校PTA会長など、学校教育並びに青少年の健全育成にもご尽力されてまいりました。固定資産の評価にあたっては、正確性、信頼性のある精度の高い評価が求められており、作業にあたっては複雑かつ難易度が増しており、公平かつ妥当性の保持など審査にあたる固定資産評価審査委員の役割もますます重要となってきております。このようなことから、勝浦弘志氏は、固定資産評価審査委員として適任であると考えますので、議会のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時39分

再 開 午後 1時44分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（山下敏二）「全員起立」です。

したがって、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、同意することに決定しました。

#### 日程第16 意見案第6号 地方単独事業に係る減額調整措置の見直しを求める意見書

○議長（山下敏二）日程第16、意見案第6号『地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の21ページです。

意見案第6号『地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年6月19日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、22ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第6号『地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第6号『地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17 意見案第7号 認知症への取組みの充実強化に関する意見書

○議長（山下敏二）日程第17、意見案第7号『認知症への取組みの充実強化に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の23ページです。

意見案第7号『認知症への取組みの充実強化に関する意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年6月19日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、24ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第7号『認知症への取組みの充実強化に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第7号『認知症への取組みの充実強化に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18 意見案第8号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第18、意見案第8号『農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の25ページです。

意見案第8号『農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年6月19日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、26ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第8号『農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第8号『農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第19 意見案第9号

#### 安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書

○議長（山下敏二）日程第19、意見案第9号『安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させ

ないよう求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の27ページです。

意見案第9号『安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年6月19日提出、提出者は私、上村智恵子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、28ページに記載のとおりですが、この意見書を提出してから、国会審議の中で明らかになったのは、衆議院憲法審査会で改憲論者としている学者であっても3人が3人とも憲法違反だと述べざるを得ませんでした。その後、学者も弁護士も圧倒的に憲法違反だと反対声明を出しています。憲法9条を守るため、本意見書を提出しました。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 場内、挙手する者あり ]

○議長（山下敏二）まず、原案に反対者の発言を許します。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）意見案第9号『安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書』の否決を求める討論を行います。憲法第9条の解釈の根幹は変えていません。すなわち、昭和47年の政府見解の自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれからの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最低限度の武力行使は許されるという考え方に立ち、日本を取り巻く安全環境が厳しさを増す中、国民を守るためには、自衛の措置がどこまで認められるのか、その限界はどこにあるのかを議論した結果が、昨年7月の閣議決定であります。この閣議決定では、憲法第9条の下で許される自衛の措置、発動の新3要件が定められ、関連法案にすべて明記されています。自衛権の発動はあくまで先守防衛、自国防衛に限って許されるものであり、他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認めていません。したがって、平和安全法制関連2法案は国民を守るためのすき間のない防衛体制を整備し、国際社会の平和と安全に貢献するものであり、世界のどこでも戦争ができる法案などの批判は全くの見当外れであり、憲法9条を覆すものでも立憲主義に反するものでもありません。よって、本意見案に否決の態度を表明し、討論といたします。

[ 場内、挙手する者あり ]

○議長（山下敏二）次に、原案に賛成者の発言を許します。

○1番（野崎明廣）議長。



○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）私は、この意見書に賛成させていただきたいと思います。国際的における支援は大切だと思います。しかし、内容的にはかなりな違いがあると思いますし、憲法の範囲内で人の命が左右されて、やむを得ず危険にさらされて良いものなのかどうか。私は、徹底的にこれを審議した中で、国民の合意を大切にさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下敏二）他に討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）これで、討論を終わります。

これから、意見案第9号『安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（山下敏二）「起立少数」です。

したがって、意見案第9号『安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書』は、否決されました。

---

## 日程第20 意見案第10号 マイナンバー制度の徹底審議を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第20、意見案第10号『マイナンバー制度の徹底審議を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の29ページです。

意見案第10号『マイナンバー制度の徹底審議を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年6月19日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、30ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第10号『マイナンバー制度の徹底審議を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第10号『マイナンバー制度の徹底審議を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第21 議員の派遣

○議長（山下敏二）日程第21『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成27年7月7日、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会へ、全議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、平成27年7月7日の札幌市での研修会に全議員を派遣することに決定しました。

---

### 日程第22 委員会の閉会中の継続審査

○議長（山下敏二）日程第22『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

林総務経済常任委員会委員長、上村議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

### 日程第23 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（山下敏二）日程第23『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

林総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。林総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、林総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時04分

---

再 開 午後 2時04分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）山下議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成27年第2回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、本定例会に提案いたしました案件につきまして、格別なご審議の下ご可決賜り、心より感謝と御礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様から賜りました多くのご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

先般6月4日、仁木みらい塾が主催いたしました第1回講座に参加させていただきました。稚内市役所職員であります、市川正和氏を講師としてお招きし「私の見た南極・昭和基地～みんなにできること」という題目の下、自治体職員として南極観測越冬隊に参加された貴重な体験談をお話していただきました。当日は仁木中学校でもご講演をしていただき、生徒たちが大変興味深く話を聞いていたと伺っておりますが、私も感銘を受けた者として、1人でも多くの町民の皆さんに聞いていただきたい内容でありました。市川氏が申しておりました「人は行動を起こしたときが始まりである」という言葉のとおり、人はいくつになろうが、誰でも目標があれば達成できる可能性があるということを改めて認識した次第であります。冒頭開会での挨拶の中で、人事評価制度について申しましたが、誰もが第三者からの評価を意識した生き方はしたくないと思います。ただ、自分が納得した生き方をしたいのであれば、目標や希望に向かって行動することが必要であると考えます。私も含め、職員一同は町民の幸せを第一に考えることを共通の目標として、今後も虚心坦懐の思いで職務に励んでまいり所存であります。また、日本創生会議で消滅可能性都市として分類された本町におきましても、いまだ危機感を感じている者が少ない現状を考えますと、職員自らが意識を変え、率先して行動を起こす人材を育成することが、今後におきまして重要となります。他の自治体の例を見ますと、栃木県那須烏山市が若手職員を中心に構成する営業戦略推進部隊を創設し、定住促進対策、空き家対策、企業誘致や情報発信などの事業を通じて、若手の人材育成につなげる動きがありますように、本町でも職員の意識改革を図るためにも新たな環境や機会を与え、職員の育成に努めてまいります。

結びに、来月末、議員各位におかれましては、仁木町議会議員選挙が控えております。ぜひ、皆様には十分な運動を展開され、引き続きご活躍くださいますようお願い申し上げますとともに、ご当選された暁には、再び町政発展のために、更にご尽力を賜りますよう心からお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（山下敏二）町長の挨拶が終わりました。

第2回定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今定例会は、議員各位の熱心なご審議をいただき、無事閉会の運びとなりましたことに、心から感謝を申し上げます。早いもので、私たち議員一同が町民の信託を受け、本議場に議席を得て4年の歳月が流れ、任期中最後の定例会を閉じようとしております。この4年間、議員をはじめ、町理事者並びに町職員の皆様のご精励、ご尽力に対し深く敬意を表するとともに、議会運営に協力を賜りました関係各位の皆様にも厚く御礼を申し上げます。平成25年3月7日開会の第1回定例会において、不肖、私が議長に選任されて以来、議員各位のご協力に支えられ、ま

た、佐藤町長をはじめ、町理事者、関係各位の皆様のご尽力により、横関副議長共々、議会運営の重責を果たすことができました。心から感謝を申し上げます。これから暑さも厳しさを増してまいります。議員各位におかれましては、来るべき時期選挙に向け、健康に留意され、くれぐれもご自愛くださいますよう心よりご祈念を申し上げます。また、町理事者、関係各位の皆さんにおかれましても、一層ご自愛の上、ますますご活躍されますよう心よりお願いを申し上げます。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。

平成27年第2回仁木町議会定例会を閉会します。

ご審議、大変ご苦勞様でした。

**閉 会 午後 2時10分**

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 平成27年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成27年6月19日（1日間）  
（開会～午前9時30分 / 閉会～午後2時10分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	議会改革特別委員会調査報告書	H27.6.19	報 告
議案第1号	平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	H27.6.19	原案可決
議案第2号	平成27年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	H27.6.19	原案可決
議案第3号	平成27年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	H27.6.19	原案可決
議案第4号	平成27年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	H27.6.19	原案可決
議案第5号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H27.6.19	原案可決
議案第6号	後志広域連合規約を変更するための協議について	H27.6.19	原案可決
発委第2号	仁木町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定	H27.6.19	原案可決
同意第2号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	H27.6.19	同意可決
意見案第6号	地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書	H27.6.19	原案可決
意見案第7号	認知症への取組みの充実強化に関する意見書	H27.6.19	原案可決
意見案第8号	農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書	H27.6.19	原案可決
意見案第9号	安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書	H27.6.19	否 決
意見案第10号	マイナンバー制度の徹底審議を求める意見書	H27.6.19	原案可決